

2023年3月13日時点版  
首都高速道路株式会社

## 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

当社は首都圏の交通を円滑化し社会経済基盤を支えるために高速道路サービスの提供をすることが求められており、現下の状況においても引き続き、業務継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図る必要がある。

このため、当社は対処方針の趣旨・内容、本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」、「マスクの着用の考え方」及び「具体的に講じる措置」を踏まえ、個々の業務の状況等に応じて、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大・収束の動向や対処方針の見直し等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

### 2. 感染防止の基本的な考え方

料金所、PA休憩施設、社屋などにおいて「三つの密」のいずれの要素も避けるために必要な対策や変異株の拡大も踏まえた十分な感染拡大防止対策を講じることとする。

### 3. マスク着用の考え方

政府の方針（令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」）に基づき、マスクについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場合などは着用を推奨する。

ただし、お客さまと対面する業務に従事する社員については、高齢者等重症化リスクの高いお客さまへの感染防止のため、マスクの着用を原則とする。また、社屋等において業務に従事する社員については、高齢者等重症化リスクの高いお客さまへの感染防止のため、外部関係者と対面する場面においては、マスクの

着用を原則とする。

**(参考)「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定(一部抜粋))**

(1) 見直しの概要

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

✓医療機関受診時

✓高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

✓通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※2)に乗車する時

(当面の取扱)

※2 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

(3) 症状がある場合等の対応

症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(6) 事業者における対応

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

(7) 留意事項

感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

#### 4. 具体的に講じる措置

① 会社が管理・運営する施設における感染症対策

①-1 料金所・PA 休憩施設における対策

(1) 料金所

○ お客さまや社員への感染防止対策として以下を遵守する。

・手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの徹底

・マスクを着用する場合は、正しいマスク着用(場面に応じた適切な着脱)の徹底

※マスクは品質の確かなものとし、十分なマスク着用効果を得るため

隙間ができないようにすることが重要、マスクの着用については厚生労働省 HP「マスクの着用について」を適宜参照

- ・ 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること
- ・ 出社前の検温
- ・ 陽性が確認された者、濃厚接触したと推定される者及び体調不良者の出勤停止、自宅待機指示
- ・ 営業所及び料金所施設内のこまめな換気の徹底、サーキュレーターの設置、除菌、消毒、シーツの定期的な交換
- ・ 施設内共用部（出入口、休憩室・更衣室・喫煙室）やウイルスが付着する可能性がある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子等）の定期的な消毒の徹底

※消毒方法については厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を適宜参照

- 感染拡大防止及び料金所機能を確保するため、勤務する料金所への送迎車両を固定化するなど料金所係員等の感染リスクを同一グループ内に留めるスプリット体制を全営業所において構築する。更に、感染防止対策を各営業所にて徹底することで、同一グループ内での感染リスクも最小限に留める。
- 感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合は、開放レーンを絞り料金所機能を確保する。また、料金所運用に必要な人員の確保が不可能となる場合は、ETCレーンの無線走行車のみに限定した運用とし、料金所機能を確保するなどお客さまへの影響を最小限にする。なお、料金所レーン運用変更にあたっては、国や警察等関係機関と必要事項について連携した上で実施する。
- 感染者が発生した場合の連絡体制を構築し、確実に運用する。

## (2) PA 休憩施設

- PA 全般における感染防止対策として以下を遵守する。
  - ・ 全ての PA への消毒液の設置
  - ・ 施設内共用部（出入口、休憩室・更衣室・食堂・喫煙室）及びウイルスが付着する可能性がある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的な消毒の徹底

※消毒方法については厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を適宜参照

- ・トイレにおける共用タオルの設置の禁止
- ・適切な機械換気による常時換気を実施
- ・機械換気が設置されていない場所では、窓や扉などを開放し常時換気の徹底
- ・CO2 センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気を実施（モニター基準は機械換気の場合 1000ppm 以下、窓開け換気の場合は同数値が目安）、CO2 センサーを設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置
- ・相対湿度 40%～70%を目安とし加湿

※換気については新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を適宜参照

- ・飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定
- ・各種イベント開催時には、自治体等の定める開催基準を確認し、対人距離の確保等の対策とともに必要に応じてマスク着用の呼びかけを実施
- ・館内放送、PA 掲示板及びデジタルサイネージ等の媒体による感染防止についての周知（手洗い・うがいの励行等）
- ・産業医の指導・助言に基づく PA 従業員勤務場所及び PA 施設内の衛生対応

○ お客さまへの感染防止対策として以下を遵守する。

- ・ポスター等による手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの励行、体調不良の方等の入場自粛等について周知
- ・店舗レジの待機列位置の指定、食堂においては、「外食産業の事業継続のためのガイドライン」を参照の上、飲食時の感染対策を徹底、混雑時 入場制限やポスター掲出等の実施により、ソーシャルディスタンス（人と人とが触れ合わない距離を確保）

○ PA 従業員への感染防止対策として以下を遵守する。

- ・手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの徹底
- ・マスクを着用する場合は、正しいマスク着用(場面に応じた適切な着脱)の徹底

※マスクは品質の確かなものとし、十分なマスク着用効果を得るため隙間ができないようにすることが重要、マスクの着用については厚

生労働省 HP「マスクの着用について」を適宜参照

- ・ 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること
- ・ 従業員の体調管理（就業前の検温など）の徹底、体調不良時の会社への報告および勤務見合わせ
- ・ 緊急時の連絡体制の確立
- ・ 社員（衛生管理者）による巡視
- ・ 清掃員の交代勤務による業務継続体制構築
- ・ 清掃員のゴム手袋着用の徹底
- ・ 清掃時、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉（口を縛る）し廃棄、作業後は必ず手を洗うことを徹底

- 感染者が発生した際には以下のとおり対応する。
  - ・ 従業員、清掃員並びにお客さまに感染が確認された場合、必要に応じて消毒作業の実施
  - ・ 当社作成の広報マニュアルに基づいた速やかな情報提供

① ー 2 社屋等における対策

- 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットを徹底する。
- マスクを着用する場合は、正しいマスク着用(場面に応じた適切な着脱)を徹底する。  
※マスクは品質の確かなものとし、十分なマスク着用効果を得るため隙間ができないようにすることが重要、マスクの着用については厚生労働省 HP「マスクの着用について」を適宜参照
- 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
- 消毒液、飛沫防止パーテーション、サーモセンサー、空気清浄機（紫外線付き含む）の設置等により、社員等の感染を予防する。
- 適切な空調設備（機械）を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底を図る。
- 来訪者にご協力いただき、手指消毒、検温を実施する。

- 社員同士の距離確保、複数人が触る箇所の消毒等を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底する。
- 施設内共用部（出入口、休憩室・更衣室・喫煙室）やウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子等）の定期的な消毒を徹底する。  
※消毒方法については厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を適宜参照
- 会議については、テレビ会議を基本とする。対面で実施する場合には、感染拡大防止対策を徹底する。
- 業務で使用する車両内での対人距離の確保、換気を徹底する。マスクを着用する場合は、正しいマスク着用(場面に応じた適切な着脱)を徹底する。
- 海外への渡航について、是非又はその延期の必要性について検討する。
- 勤務については以下のとおりとする。
  - ・ 在宅勤務又は交代勤務(スプリット体制)を実施
  - ・ 通勤時の人込みを避けることを目的として、スライド勤務を推奨、各自の通勤経路の状況に応じた時間帯のスライド勤務を活用
  - ・ 妊娠中や基礎疾患を有する社員について、在宅勤務を積極的に適用するなど、特段の配慮
  - ・ 年次休暇の取得についても奨励
- 感染した場合、感染が疑われる場合等においては、自治体等の案内に従い状況に応じて医療機関への届出もしくは自宅療養等の必要な措置を講じるとともに、会社に必要な報告をする。
- 出勤後に体調不良を感じた場合には、医療機関を受診し確定診断に必要な検査が受けられるように配慮するとともに厚生労働省が薬事承認した抗原検査キット等による自主検査も可能とする。
- 自主検査の結果、陽性が判明した場合には、医療機関の受診に代えて

健康フォローアップセンター等に連絡し、健康観察を受けることも可能とする。

## ② 工事等受注者の感染防止対策

- 受注者に工事等の一時中止や工期延長の意向を確認する。
  
  - 感染防止措置に伴って技術者が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合には、必要に応じ工期の見直しや一時中止の措置を適切に講ずることとする。
  
  - 業務継続の場合には、各現場において「3密」が同時に重なる場を回避する等の感染症拡大防止対策を徹底した上で、事業者である首都高と工事受注者双方で確認する。
  
  - 個別の現場に係る感染拡大防止対策により追加で費用を要した場合は、受発注者間で設計変更協議を行い、必要が確認された場合は請負代金額又は業務委託料の変更を行うこととする。
  
  - 確認の際には、以下の項目等記載したチェックリストを用いて確認する。
    - ・ アルコール等の消毒液の設置
    - ・ 不特定な者が触れる箇所の定期的な清掃
    - ・ 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの徹底
    - ・ マスクを着用する場合は、正しいマスク着用(場面に応じた適切な着脱)の徹底※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること
  - ・ 社員、作業員の健康管理（検温・問診）の実施
  - ・ 朝礼、打合せ、着替え、休憩、食事等の際に「3密」とならない対策（換気・1m間隔）
- 
- 入札の手続きについては、競争参加資格確認申請書等の提出期限の延長について検討する。また、一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とすることや、完了が当年度から翌年度に変更になった業務については、翌年度の手持ち業務とみなさない等の対応を行うなど適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ヒアリングにあたっては、できるだけ電話や WEB によるテレビ会議システム等による直接対面しない方法とする。対面でヒアリングを行う場合は、感染拡大防止対策の徹底を行うこととする。
- ③ 高速道路利用者に対する感染拡大防止の協力の呼びかけ
  - 国土交通省や地方自治体等関係機関と連携し、WEB サイト・SNS 等の各種情報提供ツールや PA 休憩施設等における情報提供設備等を活用した感染拡大防止に関する広報や業務継続に関する広報を実施する。